三田市告示第　２０６　号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び、三田市市税条例（昭和３２年条例第１２号）第１８条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和　8年10月16日

兵庫県三田市長　　田村　克也

記

送達を受けるべき書類の名称　　送達を受けるべき者の氏名

公示送達書

令和8年10月16日　　兵庫県三田市長　　田村　克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
調定年度	**税目**	**期別**	**帳票**	**納税義務者**
令和 8 年度	市県民税・森林環境税	第 3 期～第 4 期	更正（決定）通知書	ＮＧＵＹＥＮ　ＤＩＮＨ　ＨＩＮＨ